

2025年6月1日以降、関西広域連合基準に基づく キッチンカーの営業許可を取得すれば、 大阪府と和歌山県全域で営業が可能に！

これまで大阪府と和歌山県で自動車で営業するには、それぞれの自治体で飲食店営業の営業許可が必要でした。

この度、大阪府内自治体、和歌山県及び和歌山市で協定を締結し、府・県のいずれかの自治体で「関西広域連合域内における自動車による飲食店営業許可基準の共通化に係る指針」（以下「連合基準」という。）に基づく営業許可を取得した自動車については、府・県全域で営業（以下「相互乗入れ」という。）が可能となりました。（許可証は従来どおり「〇〇市内一円」や「府内一円（政令指定都市及び中核市を除く。）」等と記載されています。）

1 大阪府と和歌山県全域で営業できる許可対象 ※1

連合基準に基づく飲食店営業※2の許可を取得した自動車（キッチンカー）

- ※1 令和7年6月1日以降に連合基準を適用した営業許可を取得又は適用基準の変更届を行った自動車の対象となり、それ以外の自動車は適用対象外となります。変更届については裏面3(1)をご覧ください。
- ※2 自動車営業の許可業種として、令和3年5月31日以前には菓子製造業や喫茶店営業等もありましたが、食品衛生法の改正により、令和3年6月1日以降の営業許可では飲食店営業1つに整理されています。

2 新たに営業許可を取得される方の申請窓口（①、②のいずれか）

基地施設（※3）が
大阪府内・和歌山県内にある

はい

①基地施設を管轄する自治体に申請

いいえ

②主たる営業地を管轄する自治体に申請

※3 基地施設とは、申請様式1の設備の概要に記載する「一次加工所（仕込み場所）」又は「自動車（設備）保管場所」をいいます。

上記の窓口を原則としますが、申請先等についてご不明な点などがある場合は、各自治体にご相談ください。

★連合基準の許可を取得する方への留意点

1つの許可により大阪府と和歌山県全域で相互乗り入れを可能とすることから、許可証記載事項、図面、設備の概要、指導内容等の情報については、衛生確保の観点から、大阪府と和歌山県の自治体内で必要に応じて共有します。

既に大阪府・和歌山県内の自治体の許可をお持ちの方は裏面へ

